



## 贈与税の配偶者控除 …効果的な生前対策（だった）？

税理士・CFP® 越智 浩

### Q. 妻に居住用不動産を贈与した場合

結婚して20年以上経ちました。この機会に居住用財産を配偶者に贈与しておけば、たいへん効果のある相続税節税の生前対策になると訊きました。そこで、自宅の一部を妻に贈与しようと思います。自宅敷地は地積300㎡、相続税評価額9千万円。木造2階建の自宅家屋は床面積200㎡、相続税評価額8百万円です。このうち、敷地の持分 $1/5 = 1$ 千8百万円と家屋の持分 $1/4 = 2$ 百万円の、合わせて2千万円の贈与を考えています。

現在、自宅以外に預貯金その他の財産が5千万円あり、子供は長女と長男の2人です。贈与税と相続税はどうなるでしょうか？

### A. 贈与税の配偶者控除と相続税節税生前対策としての効果

資産格差の拡大を防ぐ観点から、相続税については、平成27年より「遺産に係る基礎控除額」の引き下げ（6割相当へ）と最高税率の引き上げ（50%から55%へ）が行われる。そこで、今まで以上に『贈与』を活用した相続税の生前対策が注目されるようになった。今回の設例では、『贈与税の配偶者控除』制度とその効果について観てみる。

『贈与税の配偶者控除』は、婚姻期間が20年以上である夫婦間において、国内の居住用不動産または国内の居住用不動産を取得するための金銭を贈与する場合、翌年3月15日までに居住の用に供するなど一定の要件を満たせば、贈与税の計算上、課税価格から2,000万円を限度として控除することができる制度である。基礎控除額110万円と合わせると、価額2,110万円まで贈与税がかからないことになる。設例においても、贈与税額は0となる。ただし、贈与を原因とする所有権移転は、相続と比較して登録免許税がかなり（5倍相当）高い。また、不動産取得税も相続では非課税だが、贈与では課税される。この設例では、登録免許税と不動産取得税を合わせて、30万円ほどかかりそうである。これらの取得費用を支払ってでも、相続税節税効果の方が大きければ、実際に贈与した方が有利になる。

実際に贈与した後に相続が開始した場合、贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産のうち2,000万円の控除限度内の価額については、相続税の『生前贈与加算』の規定の適用はない。つまり、相続財産に含めなくてもよいことになる。設例においても、相続財産が2,000万円減ることに加え、残りの居住用財産の土地について『小規模宅地等の課税価格の特例』制度を適用（持分 $4/5$ ：7,200万円の80%相当＝5,760万円減額）して節税を図ることになる。

平成26年12月31日までは、特定居住用財産の小規模宅地等の課税価格の特例の適用を受ける土地の地積が240㎡までとされていた。そのため、240㎡を超える分について配偶者に生前贈与し、贈与税の配偶者控除の適用を受けることは、たいへん効果のある相続税節税の生前対策とされていた。設例においても、セオリー通りに240㎡を超える60㎡（＝持分 $1/5$ 相当）を妻に生前贈与しようと考えている。平成26年ならば結果として、相続税額が0（贈与前の相続税の総額は、1,040千円。計算省略。）になるので、贈与による相続税節税効果大だったといえる。

ところが、平成27年からは、特定居住用宅地等に特例が適用される地積が330㎡まで拡大されることになった。設例において、配偶者への生前贈与をやめても相続税の課税価格から7,200万円減額（9,000万円の80%相当。60㎡分1,440万円増。）することができる。この設例では、平成27年以後、贈与の前後で相続税の総額が70万減少する程度（計算省略。）なので、贈与に伴う取得費用約30万その他付随費用も含めて考慮すると、贈与による相続税節税効果はあまり得られない結果となった。

このように、かつて効果大とされた生前対策も、事前に贈与の効果を試算するなどして、これからはケースバイケースで考えなければいけない。